

職員のサービスの宣誓に関する条例

平成27年2月20日条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に関して規定することを目的とする。

(職員のサービスの宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、次の宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。

宣誓書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実且つ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

(権限の委任)

第3条 この条例に定めるものを除くほか、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項は、任命権者が定めることができる。

(緊急事態における特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、地震、火災、水害又はこれらに類する緊急の事態に際し必要な場合においては、宣誓を行う前においても職員にその職務を行わせることができる。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行日以降30日以内に新たに職員となった者は、第2条の規定にかかわらず、この条例施行日以降30日間は宣誓を行う前においてもその職務を行うことができる。